

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第17号

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前項に規定する取扱品目の属する部類</u>について疑義があるときは、市長がこれを定める。</p> <p>3 <u>市長は、第1項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</u></p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第3項により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 取扱品目の属する部について疑義があるときは、市長がこれを定める。</p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第51条 (略)</p>

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。